

平成 2 1 年 第 7 回 南伊豆町 議会 臨時会 会議録 目次

第 1 号 (11月24日)

- 議事日程
- 本日の会議に付した事件
- 出席議員
- 欠席議員
- 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名
- 職務のため出席した者の職氏名
- 開会宣告
- 議事日程説明
- 開議宣告
- 会議録署名議員の指名
- 会期の決定
- 報第9号上程、説明、質疑、討論、採決
- 議第91号の上程、説明、質疑、討論、採決
- 議第92号の上程、説明、質疑、討論、採決
- 議第93号の上程、説明、質疑、討論、採決
- 議第94号の上程、説明、質疑、討論、採決
- 議第95号の上程、説明、質疑、討論、採決
- 閉議及び閉会宣告
- 署名議員

平成21年第7回南伊豆町議会臨時会

議事日程(第1号)

平成21年11月24日(火)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報第 9号 専決処分の承認を求めることについて(平成21年度南伊豆町一般会計補正予算(第5号))
- 日程第 4 議第91号 南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 日程第 5 議第92号 平成21年度南伊豆町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第 6 議第93号 平成21年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 7 議第94号 平成21年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第 8 議第95号 平成21年度南伊豆町水道事業会計補正予算(第3号)

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第8まで議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	竹河十九巳君	2番	谷正君
3番	長田美喜彦君	4番	稲葉勝男君
5番	保坂好明君	6番	清水清一君
7番	梅本和熙君	8番	漆田修君
9番	齋藤要君	10番	渡邊嘉郎君
11番	横嶋隆二君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木史鶴哉君	教育長	渡邊浩君
総務課長	鈴木博志君	企画調整課長	藤原富雄君
建設課長	小坂孝味君	産業観光課長	山田昌平君
町民課生活環境係長	勝田英夫君	健康福祉課長	松本恒明君
教委事務局長	大野寛君	上下水道課長	山本信三君
会計管理者	大年清一君	総務係長	大野孝行君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	栗田忠蔵	主幹	大年美文
--------	------	----	------

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（漆田 修君） 皆さん、おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより平成21年第7回南伊豆町議会臨時会を開会します。

◎議事日程説明

○議長（漆田 修君） 議事日程は、印刷配付したとおりであります。

◎開議宣告

○議長（漆田 修君） これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（漆田 修君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

3番議員 長 田 美喜彦 君

4番議員 稲 葉 勝 男 君

◎会期の決定

○議長（漆田 修君） 会期の決定を議題とします。

会期は、議事日程のとおり本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。

よって、会期は11月24日の1日限りと決定しました。

◎報第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田 修君） これより、議案審議に入ります。

報第9号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） おはようございます。

本日は第7回臨時会、よろしくお願いをいたします。

それでは、報第9号 専決処分の承認を求めることについて提案理由を申し上げます。

本案は、平成21年度南伊豆町一般会計補正予算（第5号）であります。

平成21年10月8日の台風18号により漁港施設に災害が発生したため、平成21年度南伊豆町一般会計において、漁港施設維持事業及び漁港施設災害復旧事業を早急に予算計上する必要が生じました。災害復旧に迅速に取り組むためには、議会を招集する暇がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

本補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ770万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億551万4,000円とするものであります。

内容につきましては、歳出では漁港施設維持事業のうち、地元費で対応できなかった部分の重機借上料130万円と漁港施設維持補修用の原材料費30万円、漁港施設災害復旧事業では三浜漁港の測量設計委託料360万円、工事請負費では落居漁港応急ポンプ工事費240万円とその事務費10万円を計上するものであります。

なお、落居漁港の測量設計委託料につきましては、職員により改修と形態の測量及び設計を行いましたので、予算計上はございません。また、機械類は災害復旧費国庫負担金160万

円と財源調整のための繰越金610万円を計上いたしました。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（漆田 修君） 提案説明を終わります。

これより質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔発言する人もなし〕

○議長（漆田 修君） ほかに討論する者はありませんので、討論を終わります。

採決します。

報第9号 専決処分の承認を求めることについては承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田 修君） 全員賛成です。

よって、報第9号議案は承認することに決定されました。

◎議第91号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田 修君） 議第91号 南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 議第91号 南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げます。

人事院は、本年8月11日に国会及び内閣に対し、国家公務員の一般職の職員の給与について民間企業との格差に基づく給与改定として、給料月額を引き下げ、自宅に係る住居手当の廃止、期末手当の引き下げ等を内容とする勧告を行いました。これを受け、8月25日、関係法案が閣議決定され、法改正に向け事務手続が進んでおります。

当町におきましても、一般職職員の給料月額を引き下げ、自宅に係る住居手当の廃止、一般職職員の期末・勤勉手当、特別職期末手当の引き下げ等の条例改正を行うものであります。

詳細につきましては、総務課長から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（漆田 修君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（鈴木博志君） それでは、議第91号の内容説明を申し上げます。

本案件は、南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例、南伊豆町特別職の常勤の者の給料等に関する条例、南伊豆町職員の育児休業等に関する条例の3条例の一部を改正するものでございます。

第1条では、一般職の職員の給与に関する条例で、自宅に係る住居手当、現在、新築、購入後5年限り月額2,500円を支給しておりますが、これを人勧どおり廃止するものでございます。

また、期末・勤勉手当につきましても、勧告にて給料月数が示されるおるということでもあります。12月期の期末手当の支給月数を現行より0.1月減じ1.5月とし、同期の勤勉手当は0.05月削減し0.7月とするものでございます。

月額給につきましても民間企業との格差の大きさ等を考慮した勧告に合わせ、月額給を引き下げするため、行政職給料表を改正いたします。これにより、当町における平均引き下げ率は0.17%程度となります。

第2条においては、再任用短期時間勤務職員についての勤務時間短縮に伴います時間外勤務手当の支給についての改正及び6月に支給する期末手当の支給月数を0.15月、再任用職員については0.1月減じ、それぞれ1.25月、0.65月とするものでございます。

第3条においては、過去の給与改定の際、過去の給与改定は平成18年度です。給与構造改革でございますけれども、減給補償にて引き下げの対象とならなかった者も今回の勧告において該当してくるため、そのための改正となります。

第4条においては、町長と特別職の常勤の者について6月期及び12月期の期末手当、それぞれ2.1月、2.2月に減額するものでございます。

第5条においては、育児休業法第10条第1号第5項の条例で定める勤務の形態を勤務期間廃止に伴い変更するものでございます。

なお、この条例は、平成21年12月1日から施行いたしますが、5条については、勤務時間短縮に合わせて平成22年1月1日から、第2条につきましては、平成22年4月1日から施行いたします。

また、特別職の常勤の者についての本年12月におきます手当は、6月期の暫定措置として0.5月過大削減をしたために、2.25月の支給とするものでございます。

以上で内容説明を終わります。どうぞご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（漆田 修君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 質疑はありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔発言する人もなし〕

○議長（漆田 修君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第91号 南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田 修君） 全員賛成です。

よって、議第91号議案は原案のとおり可決することに決定されました。

◎議第92号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田 修君） 議第92号 平成21年度南伊豆町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 議第92号 平成21年度南伊豆町一般会計補正予算（第6号）の提案理由を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,591万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億2,142万9,000円とするものであります。

歳出の主なものは、前号議案でご承認いただきました特別職及び一般職職員の人件費1,721万1,000円の減額と8月11日の駿河湾地震にて被害を受けた役場庁舎の応急補修工事費525万円、財政調整基金積立金2,000万円、新型インフルエンザ対策でワクチン接種助成費738万円と、町内4保育所に空気清浄機を購入するため84万円、中体連出場補助金100万円等の追加でございます。

また、歳入の主なものは、衛生費の国県補助金553万5,000円と民生費県補助金84万円、材料調整のための繰越金で954万円の追加であります。

詳細につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（漆田 修君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（鈴木博志君） それでは、内容説明をさせていただきます。

初めに、11ページをお開きください。

歳出から申し上げます。1款1項1目議会費でございます。議会事務で、補正額12万円の減で5,718万9,000円とするものでございます。給料と共済費、それぞれ前号で給料で14万円の減、共済費が2万円の増ということでございます。

この人件費でございますが、今、提案理由で説明したとおり、人件費の合計、特別職、一般職合わせて1,721万1,000円の減でございます。これ以降の人件費につきましては省略をさせていただきますと思います。

なお、人件費の明細につきましては、31ページ、32ページでございます。どうぞ、参考にしてください。

それでは、次のページ、12ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費でございまして、30の庁舎管理事務でございます。570万2,000円補正増をしまして1,321万6,000円としたいものでございます。委託料で庁舎応急補修工事設計施工監理業務委託45万2,000円、15節の工事請負費では庁舎応急補修工事525万円の計上でございます。早急に発注し、少しでも庁舎の耐震力を高めるためにここに計上させていただきます。

次に、74の財政調整基金でございます。2,000万円補正し、7,006万3,000円としたいものであります。積立金で財政調整基金の積立金で2,000万円でございます。これによりまして財調の21年度末は、この7,000万円を加えまして4億7,132万5,000円としたいものでございまして、あくまでも目標としては年度末には、これ3億3,000万円ほど財調を積み立てたいという形で、そうしますと目標としては8億100万円程度の財政調整基金の積み立てができるということでございます。基金の全体、特定目的基金を含めまして、目標額は18億1,500万円程度になるかと思えます。

続きまして、18ページ、3款民生費、2項児童福祉費で、195の児童福祉施設運営事務でございます。80万1,000円減額し、1億8,987万4,000円としたいものであります。18節の備品購入費でございます。施設備品で84万円です。インフルエンザ対策として町内4保育所に空気清浄機を買いいたいということで、14台を購入でございます。

次のページです。

4項介護保険費の211介護保険特別会計繰出金で166万1,000円の減で、1億2,767万7,000円としたいものでございます。繰出金で166万1,000円の減額をするものでございます

次のページでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費です。225の感染症予防事務でございます。738万円補正し、1,681万6,000円としたいものでございまして、扶助費で新型インフルエンザ接種助成費738万円でございます。助成対象者としては、生活保護世帯の者、町民税非課税世帯の者のうち優先接種者ということでございます。

25ページになります。

7款の土木費で、5項都市計画費でございまして、421の公共下水道事業特別会計繰出金です。189万1,000円減額し、2億4,696万7,000円とするものでございます。公共下水道の繰

出金でございます。

27ページでございます。

9 款の教育費、2 項の小学校費です。472の小学校管理事務で23万6,000円補正し、1 億8,880万9,000円とするものでございます。11節の需用費でございます。68万円の増でございます。中小の体育館の水銀灯ですとか、その辺の消耗品の購入、あるいは施設修繕料では、消防の点検の指摘事項の改善をするための修繕でございます。

次のページをお開き願います。28ページです。

3 項の中学校費でございます。490中学校管理事務で11万円補正し、2,709万7,000円とするものでございまして、15節の工事請負費です。中学校維持補修工事33万4,000円でございます。これも体育館の水銀灯の工事でございます。

491の南伊豆東中学校管理事務51万4,000円補正し、496万7,000円とするものでございます。需用費51万4,000円で、ここも体育館の修繕でございます。

496の中学校教育振興事務です。100万円補正し、2,758万7,000円でございます。負担金補助及び交付金でございます。中体連の出場補助金で100万円計上でございます。中学校2校の男子バレー部が県大会へ出場すると、もう一つが東中の女子テニス部が県大会へ出場するというところで中体連の出場補助金で100万円計上させていただきました。

30ページをお開きください。

5 項の社会教育費でございます。510の公民館管理運営事務でございます。17万7,000円補正し、1,080万7,000円とするものでございます。11節需用費14万3,000円、これは中央公民館のホールの水銀灯の修繕でございます。12節役務費では消火器の薬品取替料が3万4,000円計上させていただきました。

続きまして、歳入でございます。

7 ページをお開きください。

15款国庫支出金、2 項国庫補助金、2 目衛生費国庫補助金です。369万円補正し、689万9,000円とするものでございます。国庫衛生費の補助金でございまして、新型インフルエンザワクチン接種助成費の臨時補助金でございます。369万円です。これは、2分の1でございます。

次のページです。

16款の県支出金、2 項県補助金です。2 目の民生費の県補助金84万円で2,814万4,000円というものでございます。児童福祉費の補助金でございまして、安心こども基金の事業の補助

金でございます。84万円で、これは先ほど保育所に空気清浄機を置くということになりましたけれども、これも10割補助でございまして、新型インフルエンザ対策等の感染症の対策ということでございます。

3目の衛生費県補助金です。184万5,000円補正し、752万5,000円とするものでございます。保健衛生費の補助金で、これも新型インフルエンザワクチンの接種助成費の臨時補助金で184万5,000円。県費のほうが4分の1補助でございます。

次のページです。

20款1項1目繰越金です。954万円補正し、3億3,080万6,000円とするものでございます。前年度の繰越金でございます。

6ページをお開きください。

今回の補正の分で歳出合計です。補正前の額が44億551万4,000円です。補正額が1,591万5,000円、合計で44億2,142万9,000円でございます。補正額の財源内訳で、国県支出金が637万5,000円、一般財源が954万円でございます。

どうぞ、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（漆田 修君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

稲葉君。

○4番（稲葉勝男君） ちょっとお聞きしますけれども、庁舎応急補修工事、これについては予想ではいつごろ着工して、それで勤務だったり、来客に支障が出るようなことがあるのかどうか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（漆田 修君） 総務課長。

○総務課長（鈴木博志君） 応急工事ですけれども、この予算のご承認いただいた後、12月の上旬には、この業者発注をしたいということを考えています。

それで、工事の内容ですけれども、本体を切り取って壁を切り離すという工事とそのバツテンの鉄骨を入れる工事が主だと思いますけれども、平日ですね、月曜から金曜日が勤務をして、お客様も多いことですから、非常に音も出るということで、音の出る工事につきましては、土日を使ってやりたいというふうに思っています。あとの音の出ない工事につきましては、お客様の影響のない、窓口の勤務に支障のない形をお願いをしたいという形では設計者とは話をしてございます。

工期につきましては、そんなにはかからないだろうという形で、できれば年内か何かで完

成ができればと思いますけれども、若干、発注状況によっては年明けにずれ込むという可能性もあると思います。

○議長（漆田 修君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第92号 平成21年度南伊豆町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田 修君） 全員賛成です。

よって、議第92号議案は原案のとおり可決することに決定されました。

◎議第93号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田 修君） 議第93号 平成21年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 議第93号 平成21年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ166万1,000円減額し、歳入歳出予算の

総額を歳入歳出それぞれ9億269万5,000円とするものであります。

歳出の主なものは、91号議案でご承認いただきました人件費166万1,000円の減額であります。

歳入は繰入金166万1,000円の減であります。

ご審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（漆田 修君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 質疑はありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第93号 平成21年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田 修君） 全員賛成です。

よって、議第93号議案は原案のとおり可決することに決定されました。

◎議第94号の上げ、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田 修君） 議第94号 平成21年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 議第94号 平成21年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の提案理由を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ189万1,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,407万7,000円とするものであります。

歳出の主なものは、前号議案同様、人件費189万1,000円の減額であります。

歳入の繰入金189万1,000円の減額であります。

ご審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（漆田 修君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔発言する人もなし〕

○議長（漆田 修君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第94号 平成21年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田 修君） 全員賛成です。

よって、議第94号議案は原案のとおり可決することに決定されました。

◎議第95号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田 修君） 議第95号 平成21年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第3号）を議

題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 議第95号 平成21年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

本補正予算も前号議案同様、人件費の減額で、収益的支出のうち支出では水道事業費用の営業費用を82万8,000円、資本的収支では資本的支出の建設改良費20万2,000円、それぞれ減額するものであります。

ご審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（漆田 修君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔発言する人もなし〕

○議長（漆田 修君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第95号 平成21年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田 修君） 全員賛成です。

よって、議第95号議案は原案のとおり可決することに決定されました。

◎閉議及び閉会宣言

○議長（漆田 修君） 本日の日程が終了したので、会議を閉じます。

第7回臨時会の日程がすべて終了しました。

平成21年度第7回南伊豆町議会臨時会は本日をもって閉会とします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前 9時58分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 漆 田 修

署 名 議 員 長 田 美 喜 彦

署 名 議 員 稲 葉 勝 男